

令和元年9月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

行政経営課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 54 号	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	職員の分限に関する条例	1
議案第 55 号	宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の給与に関する条例	2
議案第 56 号	宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の退職手当に関する条例	5
議案第 57 号	宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	7

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 58 号	宇治市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市ふれあいセンター条例	9
議案第 59 号	宇治市印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市印鑑条例	12
議案第 60 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	16
議案第 61 号	宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例	17
議案第 62 号	宇治市保育所条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市保育所条例	19

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 6 3 号	宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	2 0
議案第 6 4 号	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	5 4
議案第 6 5 号	宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例	5 5
議案第 6 6 号	宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市大久保青少年センター条例	6 1

職員の分限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第10条 略 (失職事由の特例)	第1条～第10条 略 (失職事由の特例)
第11条 任命権者は、法 <u>第16条第2号</u> の規定に該当するに至つた職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により特にその職を失わないものとすることができる。	第11条 任命権者は、法 <u>第16条第1号</u> の規定に該当するに至つた職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により特にその職を失わないものとすることができる。
第12条～第14条 略	第12条～第14条 略

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第16条の2 略 (期末手当)	第1条～第16条の2 略 (期末手当)
第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で別に市長が定めるものについても同様とする。	第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し _____ _____、又は死亡した職員で別に市長が定めるものについても同様とする。
2・3 略	2・3 略
4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し _____ _____、又は死亡した職員にあつては、退職し _____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
5 略 (期末手当の支給制限)	5 略 (期末手当の支給制限)
第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかるわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。	第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかるわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
(1) 略	(1) 略

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)	(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____
(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの	(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
(4) 略	(4) 略
第17条の3 略 (勤勉手当)	第17条の3 略 (勤勉手当)
第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれの基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。	第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれの基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し_____、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それ	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それ

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
ぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	ぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した職員にあつては、退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額
(2) 略	(2) 略
3~5 略	3~5 略
第18条～第27条 略	第18条～第27条 略

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第11条 略 (懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者(当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>)又はこれに準ずる退職した者</p> <p>2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第13条～第20条 略</p>	<p>第1条～第11条 略 (懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者(当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 <u>又はこれに準ずる退職した者</u></p> <p>2 退職手当管理機関は、前項に規定する 処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第13条～第20条 略</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1~11 略</p> <p>12 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適當であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適當であると認めたもの(アに掲げる者を除く。) 」とする。</p> <p>13 略</p>	<p>附 則</p> <p>1~11 略</p> <p>12 令和4年3月31日 以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適當であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適當であると認めたもの(アに掲げる者を除く。) 」とする。</p> <p>13 略</p>

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 略 (欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3)・(4) 略 (分限)</p> <p>第5条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、または免職することができる。</p> <p>(1) 勤務実績がよくない場合</p> <p>(2) 心身故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれにたえ難い場合</p> <p>(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) 定数の改廃または予算の減少により過員を生じた場合</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第3号を除く各号の一に該当するに至つたとき。</p>	<p>第1条～第3条 略 (欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) 略 (分限)</p> <p>第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1) 勤務実績が良くない場合</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至つたとき。</p>

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(2) 第3条第1号に <u>定める資格要件</u> を失うに至つたとき。 第6条～第15条 略	(2) 第3条第1号に <u>掲げる資格</u> を失うに至つたとき。 第6条～第15条 略

宇治市ふれあいセンター条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案														
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)														
第2条 市民の <u>うるおい</u> のある地域社会づくりに寄与するため、次のとおりふれあいセンターを設置する。	第2条 市民の <u>潤い</u> のある地域社会づくりに寄与するため、次のとおりふれあいセンターを設置する。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市菟道ふれあいセンター</td> <td>宇治市宇治妙楽128番地の1</td> </tr> <tr> <td>宇治市伊勢田ふれあいセンター</td> <td>宇治市小倉町西山44番地</td> </tr> <tr> <td>宇治市平盛ふれあいセンター</td> <td>宇治市大久保町平盛30番地の4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	宇治市菟道ふれあいセンター	宇治市宇治妙楽128番地の1	宇治市伊勢田ふれあいセンター	宇治市小倉町西山44番地	宇治市平盛ふれあいセンター	宇治市大久保町平盛30番地の4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市菟道ふれあいセンター</td> <td>宇治市宇治妙楽128番地の1</td> </tr> <tr> <td>宇治市平盛ふれあいセンター</td> <td>宇治市大久保町平盛30番地の4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	宇治市菟道ふれあいセンター	宇治市宇治妙楽128番地の1	宇治市平盛ふれあいセンター	宇治市大久保町平盛30番地の4
名称	位置														
宇治市菟道ふれあいセンター	宇治市宇治妙楽128番地の1														
宇治市伊勢田ふれあいセンター	宇治市小倉町西山44番地														
宇治市平盛ふれあいセンター	宇治市大久保町平盛30番地の4														
名称	位置														
宇治市菟道ふれあいセンター	宇治市宇治妙楽128番地の1														
宇治市平盛ふれあいセンター	宇治市大久保町平盛30番地の4														
第3条 略 (施設)	第3条 略 (施設)														
第4条 各ふれあいセンターに、次に定める施設を置く。	第4条 各ふれあいセンターに、次に定める施設を置く。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市菟道ふれあいセンター</td> <td>老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場 会議室</td> </tr> <tr> <td>宇治市伊勢田ふれあいセンター</td> <td>老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場</td> </tr> <tr> <td>宇治市平盛ふれあいセンター</td> <td>老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設	宇治市菟道ふれあいセンター	老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場 会議室	宇治市伊勢田ふれあいセンター	老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場	宇治市平盛ふれあいセンター	老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市菟道ふれあいセンター</td> <td>老人憩いの部屋 こども図書コーナー 子供と老人の広場 会議室</td> </tr> <tr> <td>宇治市平盛ふれあいセンター</td> <td>老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設	宇治市菟道ふれあいセンター	老人憩いの部屋 こども図書コーナー 子供と老人の広場 会議室	宇治市平盛ふれあいセンター	老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場
名称	施設														
宇治市菟道ふれあいセンター	老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場 会議室														
宇治市伊勢田ふれあいセンター	老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場														
宇治市平盛ふれあいセンター	老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場														
名称	施設														
宇治市菟道ふれあいセンター	老人憩いの部屋 こども図書コーナー 子供と老人の広場 会議室														
宇治市平盛ふれあいセンター	老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場														
第5条～第11条 略	第5条～第11条 略														

宇治市ふれあいセンター条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案												
<p><u>宇治市ふれあいセンター条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>宇治市ふれあいセンター</u>（以下「ふれあいセンター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市民の潤いのある地域社会づくりに寄与するため、<u>次のとおりふれあいセンターを設置する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市菟道ふれあいセンター</td><td>宇治市宇治妙楽128番地の1</td></tr> <tr> <td>宇治市平盛ふれあいセンター</td><td>宇治市大久保町平盛30番地の4</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条 略</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 各ふれあいセンターに、次に定める施設を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市菟道ふれあいセンター</td><td>老人憩いの部屋 こども図書コーナー 子供と老人の広場 会議室</td></tr> <tr> <td>宇治市平盛ふれあいセンター</td><td>老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場</td></tr> </tbody> </table> <p>(使用の手続)</p> <p>第5条 ふれあいセンターを使用しようとする者は、市長に申請し、許可</p>	名称	位置	宇治市菟道ふれあいセンター	宇治市宇治妙楽128番地の1	宇治市平盛ふれあいセンター	宇治市大久保町平盛30番地の4	名称	施設	宇治市菟道ふれあいセンター	老人憩いの部屋 こども図書コーナー 子供と老人の広場 会議室	宇治市平盛ふれあいセンター	老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場	<p><u>宇治市菟道ふれあいセンター条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>宇治市菟道ふれあいセンター</u>（以下「ふれあいセンター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市民の潤いのある地域社会づくりに寄与するため、<u>ふれあいセンターを宇治市宇治妙楽128番地の1に設置する。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 ふれあいセンターに、次の各号に掲げる施設を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 老人憩いの部屋 (2) こども図書コーナー (3) 子供と老人の広場 (4) 会議室 <p>(使用の手続)</p> <p>第5条 ふれあいセンターを使用しようとする者は、市長に申請し、許可</p>
名称	位置												
宇治市菟道ふれあいセンター	宇治市宇治妙楽128番地の1												
宇治市平盛ふれあいセンター	宇治市大久保町平盛30番地の4												
名称	施設												
宇治市菟道ふれあいセンター	老人憩いの部屋 こども図書コーナー 子供と老人の広場 会議室												
宇治市平盛ふれあいセンター	老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場												

宇治市ふれあいセンター条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>を受けなければならない(<u>老人憩いの部屋、多目的活動室、こども図書コーナー及び子供と老人の広場</u>については、占用使用的場合に限る。)。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。</p> <p>第6条～第11条 略</p>	<p>を受けなければならない(<u>前条第1号から第3号までに掲げる施設</u>については、占用して使用する場合に限る。)。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。</p> <p>第6条～第11条 略</p>

宇治市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 略 (登録者の資格等)	第1条 略 (登録者の資格等)
第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。	第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定により、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。
2・3 略	2・3 略
第3条・第4条 略 (登録印鑑の制限)	第3条・第4条 略 (登録印鑑の制限)
第5条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録申請を受理しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは名又は氏及び名の各 _____ _____ _____ 一部を組み合わせたもので表わされていないもの	第5条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録申請を受理しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表して いないもの (2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表わしているもの (3)～(6) 略 (7) その他市長が不適当と認めるもの
2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第3	

宇治市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
(印鑑登録原票)	<u>0条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の者が、住民票の備考欄に記録がされている氏名の片仮名による表記(以下「片仮名表記」という。)又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u>
第6条 市長は、登録申請を受理したときは、印鑑登録原票を備え、印影及び次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。	第6条 市長は、登録申請を受理したときは、印鑑登録原票を備え、印影及び次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 氏名	<u>(4) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合には氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合には氏名及び当該通称。第13条第1項第7号において同じ。)</u>
(5) 略	(5) 略
(6) 略	<u>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の者が片仮名表記又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受ける場合は、当該片仮名表記</u>
2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、 <u>磁気テープ</u>	2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、 <u>磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことが</u>

宇治市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
_____をもつて調製することができる。 第7条～第12条 略 (印鑑登録の <u>まつ消</u>)	できる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。 第7条～第12条 略 (印鑑登録の <u>抹消</u>)
第13条 市長は、次_____のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を <u>まつ消しなければならない。</u> (1)～(6) 略 (7) 印鑑登録者が <u>氏または名を変更したため</u> 、登録されている印鑑が <u>第5条第1号</u> に該当することになったとき。 (8) 略 2 市長は、前項第7号 <u>または第8号</u> の規定に該当したことにより当該印鑑の登録を <u>まつ消した</u> ときは、当該印鑑登録者にその旨を通知しなければならない。	第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑_____の登録を <u>抹消しなければ ならない。</u> (1)～(6) 略 (7) 印鑑登録者が <u>氏名</u> を変更したことにより、登録されている印鑑が <u>第5条第1項第1号の規定</u> に該当することとなつたとき。 (8) 印鑑登録者が非漢字圏の外国人住民である場合には、片仮名表記を変更したことにより、登録されている印鑑が片仮名表記又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表していないものに該当することとなつたとき。 (9) 印鑑登録者が外国人住民である場合には、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)。 (10) 略 2 市長は、前項第7号、第8号又は第10号の規定に該当したことにより印鑑の_____登録を <u>抹消した</u> ときは、印鑑登録者_____にその旨を通知しなければならない。
第14条 略	第14条 略

宇治市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
(印鑑登録の証明) 第15条 印鑑登録の証明は、印鑑登録原票(第6条第1項第1号、第2号及び <u>第6号に規定する事項を除く。</u>)の写しについて認証し、印鑑登録証明書として交付する。 2 前項の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取つて <u>磁気テープ</u> に記録した印影の写しを含む。)は、電子計算組織から出力することができる。	(印鑑登録の証明) 第15条 印鑑登録の証明は、印鑑登録原票(第6条第1項第1号、第2号及び <u>第7号に掲げる事項を除く。</u>)の写しについて認証し、印鑑登録証明書として交付する。 2 前項の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取つて <u>磁気ディスク</u> に記録した印影の写しを含む。)は、電子計算組織から出力することができる。
第16条～第21条 略	第16条～第21条 略

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第13条 略 (退職手当)	第1条～第13条 略 (退職手当)
第14条 職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月末満で退職した場合で次の各号に掲げる理由により退職したときは、退職手当を支給する。 (1) 略 (2) <u>傷い疾病</u> によりその職に堪えず退職した場合 (3)・(4) 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができます。 (1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u> をした者 (3) 略 3～5 略 第15条～第19条 略	第1条～第13条 略 (退職手当) 第14条 職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月末満で退職した場合で次の各号に掲げる理由により退職したときは、退職手当を支給する。 (1) 略 (2) <u>負傷又は疾病</u> によりその職に堪えず退職した場合 (3)・(4) 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができます。 (1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____をした者 (3) 略 3～5 略 第15条～第19条 略

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 雜則(<u>第16条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第14条 略 (償還等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第<u>13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 雜則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 雜則(<u>第16条・第17条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第14条 略 (償還等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第<u>13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 雜則 (宇治市災害弔慰金等支給審査委員会)</p> <p>第16条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査及び審議を行わせるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、附属機関として、宇治市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 審査委員会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p>

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(規則への委任)</p> <p>第16条 略</p>	<p>4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(_____ 委任)</p> <p>第17条 略</p>

宇治市保育所条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第3条 略 (保育料)	第1条～第3条 略 (保育料)
第4条 略 2 略	第4条 略 2 略
3 保育所において保育を受ける乳児又は幼児に係る <u>支給認定保護者</u> _____ (法第20条第4項に規定する <u>支給認定保護者</u> _____ をい う。)は、毎月の保育料を当該月の末日までに市長に納付しなければな らない。	3 保育所において保育を受ける乳児又は幼児に係る <u>教育・保育給付認</u> <u>定保護者</u> (法第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定保護者</u> をい う。)は、毎月の保育料を当該月の末日までに市長に納付しなければな らない。
第5条・第6条 略	第5条・第6条 略

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 略 (定義)	第1条 略 (定義)
第2条 この条例において使用する用語の意義は、 <u>特定教育・保育施設</u> 及び <u>特定地域型保育事業の運営に関する基準</u> _____ (平成26年内閣府令第39号)第2条に定めるところによる。 (一般原則)	第2条 この条例において使用する用語の意義は、 <u>特定教育・保育施設</u> 及び <u>特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u> (平成26年内閣府令第39号)第2条に定めるところによる。 (一般原則)
第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「 <u>特定教育・保育施設等</u> 」という。)は、良質かつ <u>適切な内容</u> 及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「 <u>特定教育・保育施設等</u> 」という。)は、良質かつ <u>適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容</u> 及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
2~5 略	2~5 略
第4条 略 (内容及び手続の説明及び同意)	第4条 略 (内容及び手続の説明及び同意)
第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った <u>支給認定保護者</u> (以下「 <u>利用申込者</u> 」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、 <u>利用者負担</u> その他の利用申込者の教育・保育(法第7条第2項に規定する教育	第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った <u>教育・保育給付認定保護者</u> (以下「 <u>利用申込者</u> 」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育(法第7条第2項に規定する教育

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>又は同条第3項に規定する保育をいう。以下同じ。)の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2~6 略 (提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項及び第20条第7号において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に</p>	<p>又は同条第3項に規定する保育をいう。以下同じ。)の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2~6 略 (提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項及び第20条第7号において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるような方法により選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるような方法により選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>支給認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>支給認定の有無</u>、<u>支給認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>支給認定の有効期間</u>、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。</p> <p>(<u>支給認定</u>の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>の変更の認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者</u>が受けている<u>支給認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>教育・保育給付認定の有無</u>、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定</u>の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>の変更の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たつては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(小学校等との連携)</p>	<p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たつては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(小学校等との連携)</p>
<p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>第12条 略</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p>	<p>第12条 略</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p>
<p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。</p>	<p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができ</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができ</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>る。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</u></p>	<p>る。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</u></p> <p>ア <u>次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割額がそ</u> <u>れぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提</u> <u>供</u></p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当</u> <u>する教育・保育給付認定子ども 77,101円</u></p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当</u> <u>する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども</u> <u>を除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(子ども・子育て支援</u> <u>法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条</u> <u>第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつ</u> <u>ては、77,101円)</u></p> <p>イ <u>次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>のうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども</u> <u>(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第</u> <u>1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにお</u></p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される 便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常 必要とされるものに係る費用であつて、<u>支給認定保護者</u> に負担させることが適當と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u> に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の支払を求める際は、あら</p>	<p>いて同じ。)が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は (イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当する ものを除く。)</p> <p>(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該當 する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小 学校第 3 学年修了前子ども(それらのうち最年長者及び 2 番目の 年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該當 する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのう ち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される 便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常 必要とされるものに係る費用であつて、<u>教育・保育給付認定保護者</u> に負担させることが適當と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定 保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の支払を求める際は、あら</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>かじめ、その使途及び額並びに支給認定保護者_____に支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給認定保護者_____に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第4項の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者_____に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者_____に対して交付しなければならない。</p> <p>第15条 略 (特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 略 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用す</p>	<p>かじめ、その使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第4項の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下_____同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p> <p>第15条 略 (特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 略 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>る<u>支給認定保護者</u> その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子どもの</u>心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども又はその保護者</u></p> <p>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子どもに</u> 体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子どもの保護者</u> 又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(<u>支給認定保護者</u> に関する市町村への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子どもの保護者</u> が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</p>	<p>る<u>教育・保育給付認定保護者</u> その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子どもの</u>心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもの保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子どもに</u> 体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子どもの保護者</u> 又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定保護者</u> に関する市町村への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもの保護者</u> が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>第22条 略</p>	<p>は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>第22条 略</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、<u>利用者負担</u> <u>その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項(以下この条において「運営規程等」という。)を掲示しなければならない。</u>ただし、やむを得ない事情がある場合においては、運営規程等を不特定多数の者が閲覧することができるよう^にすることをもつて当該掲示に代えることができる。</p> <p>(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定</p>	<p>(掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項(以下この条において「運営規程等」という。)を掲示しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、運営規程等を不特定多数の者が閲覧することができるよう^にすることをもつて当該掲示に代えることができる。</p> <p>(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子どもの</u>国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>により懲戒に關しその<u>支給認定子どもの</u> 福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u> 又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u> 又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子ども</u> に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>支給認定子どもの保護者</u> の同意を得ておかなければならぬ。</p> <p>(情報の提供等)</p>	<p>により懲戒に關しその<u>教育・保育給付認定子どもの</u> 福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u> 又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u> 又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子ども</u> に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子ども</u> に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u> の同意を得ておかなければならぬ。</p> <p>(情報の提供等)</p>
<p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u> が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する</p>	<p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u> が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>る情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第29条 略 (苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども又は支給認定保護者</u> その他の当該<u>支給認定子どもの 家族</u>(以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導</p>	<p>る情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第29条 略 (苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者</u> その他の当該<u>教育・保育給付認定子どもの 家族</u>(以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。	又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
5 略	5 略
第31条 略 (事故発生の防止及び発生時の対応)	第31条 略 (事故発生の防止及び発生時の対応)
第32条 略	第32条 略
2 特定教育・保育施設は、 <u>支給認定子ども</u> に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該 <u>支給認定子どもの</u> 家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	2 特定教育・保育施設は、 <u>教育・保育給付認定子ども</u> に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該 <u>教育・保育給付認定子どもの</u> 家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
3 略	3 略
4 特定教育・保育施設は、 <u>支給認定子ども</u> に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	4 特定教育・保育施設は、 <u>教育・保育給付認定子ども</u> に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
第33条 略 (記録の整備等)	第33条 略 (記録の整備等)
第34条 略	第34条 略
2 特定教育・保育施設は、 <u>支給認定子ども</u> に対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略	2 特定教育・保育施設は、 <u>教育・保育給付認定子ども</u> に対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録	(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録
(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録	(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
(4)・(5) 略	(4)・(5) 略
3 特定教育・保育施設は、施設型給付費及び特例施設型給付費の請求並びに第13条に規定する利用者負担額等の受領に関する記録を整備し、その完結の日の属する年の翌年(その完結の日が1月から3月までの間にある記録については、当該完結の日の属する年)の4月1日から5年間保存しなければならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	3 特定教育・保育施設は、施設型給付費の請求並びに第13条に規定する利用者負担額等の受領に関する記録を整備し、その完結の日の属する年の翌年(その完結の日が1月から3月までの間にある記録については、当該完結の日の属する年)の4月1日から5年間保存しなければならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含む	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする
(特別利用教育の基準)	(特別利用教育の基準)

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号</p>	<p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)とあるのは「除く。」</p> <p>」とする。</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を_____1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては、<u>その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。</u></p>	<p>掲げる額</p> <p>」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては_____6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては_____6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては_____1人とする。</p>
2 略	2 略

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、連携協力の概要、職員の勤務の体制、<u>利用者負担</u></p> <p>_____その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定</u>に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子どもが</u>優先的に利用できるような方法によ</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、連携協力の概要、職員の勤務の体制、<u>第43条の規定により支払を受ける費用</u>に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子どもが</u>優先的に利用できるような方法によ</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>り選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>り選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該当する<u>支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>
<p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たつては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない</p>	<p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たつては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>らない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。<u>二 の項</u>において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>(事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連</p>	<p>らない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。<u>以 下この項</u>において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>(事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
2 略	2 略
3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。	3 事業所内保育事業(第37条第2項)の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。	4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たつて、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げ</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たつて、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げ</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>る費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される 便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常 必要とされるものに係る費用であつて、<u>支給認定保護者</u> に負担させることが適當と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合 は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u> に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の支払を求める際は、あ らかじめ、その使途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に支払を 求める理由について書面によつて明らかにするとともに、<u>支給認定保 護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければな らない。ただし、第4項の支払に係る同意については、文書によるこ とを要しない。</p> <p>第44条・第45条 略 (運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営につい ての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において</p>	<p>る費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される 便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常 必要とされるものに係る費用であつて、<u>教育・保育給付認定保護者</u> に負担させすることが適當と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合 は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付 認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の支払を求める際は、あ らかじめ、その使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に支払を 求める理由について書面によつて明らかにするとともに、<u>教育・保育 給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければな らない。ただし、第4項の支払に係る同意については、文書によるこ とを要しない。</p> <p>第44条・第45条 略 (運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営につい ての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>第48条 略 (記録の整備等)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>第48条 略 (記録の整備等)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求並びに第43条に規定する利用者負担額等の受領に関する記録を整備し、その完結の日の属する年の翌年(その完結の日が1月から3月までの間にある記録については、当該完結の日の属する年)の4月1日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。</p> <p>この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、地域型保育給付費の請求並びに第43条に規定する利用者負担額等の受領に関する記録を整備し、その完結の日の属する年の翌年(その完結の日が1月から3月までの間にある記録については、当該完結の日の属する年)の4月1日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。</p> <p>この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもを含む。)</u>の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p><u>型保育給付費</u>」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「<u>地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において</u>と、「<u>施設型給付費の</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもを含む。)</u>の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く)の規定を適用する。</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該</p>	<p><u>公正な</u>と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用</u>」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を<u>含む</u>ものとして、<u>本章</u>の規定を適用する。</p>	<p>特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、<u>地域型保育給付費</u>には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、<u>この章</u>の規定を適用する。<u>この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</u></p>
<p>附 則</p> <p>1 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(特定保育所に関する特例)	(特定保育所に関する特例)
2 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「 <u>法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)</u> とあるのは「 <u>(当該特定教育・保育施設が</u> 」と、「 <u>定める額とする。)をいう。)」とあるのは「<u>定める額を</u>いう。</u>	2 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「 <u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども</u> 」とあるのは「 <u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)</u> 」と、同条第2項中「 <u>当該特定教育・保育</u> 」とあるのは「 <u>当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)</u> 」
)」と、同条第2項中「 <u>(法第27条第3項第1号に掲げる額)</u> とあるのは「 <u>(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)</u> 」と、同条第3項中「 <u>額の支払を</u> 」とあるのは「 <u>額の支払を、本市の同意を得て、</u> 」と、第19条中「 <u>施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</u> 」とあるのは「 <u>法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき</u> 」とし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。)」と、同条第3項中「 <u>額の支払を</u> 」とあるのは「 <u>額の支払を、本市の同意を得て、</u> 」と、第19条中「 <u>施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</u> 」とあるのは「 <u>法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき</u> 」とし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。
3 略	3 略
(施設型給付費等に関する経過措置)	
4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「 <u>法第27</u>	

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</p>	
<p>5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2</p>	

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u> <u>(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるとき</u> <u>は、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)とあるのは「法</u> <u>附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準によ</u> <u>り算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超</u> <u>えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号</u> <u>イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</u></p>	
6・7 略	4・5 略

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第22条 略 (職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が認める都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p> <p>第24条～第48条 略</p>	<p>第1条～第22条 略 (職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が認める都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p> <p>第24条～第48条 略</p>

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例新旧対照表

現行	改正案								
<p>第1条・第2条 略 (保育料)</p> <p>第3条 使用料のうち、園児1人当たりの幼稚園の保育料(以下「保育料」という。)の額は、1月につき、別表に定める額とする。</p> <p>2 園児に係る支給認定保護者(法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者(当該支給認定保護者を除く。以下「同一世帯所属者」という。)が第2号から第7号までのいずれかに該当する場合における別表の規定の適用については、同表中「<u>とあるのは、「</u>とする。<u>」</u>とあるのは、「<u>とする。</u>」とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>4,500円</td> <td>2,250円</td> </tr> <tr> <td>9,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>2,250円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2,250円</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者であつて、現に園児を扶養しているもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしてい</p>	4,500円	2,250円	9,000円	4,500円	2,250円	0円	2,250円	0円	<p>第1条・第2条 略 (保育料)</p> <p>第3条 使用料のうち、園児1人当たりの幼稚園の保育料の額は、0円とする。</p>
4,500円	2,250円								
9,000円	4,500円								
2,250円	0円								
2,250円	0円								

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>ない者(以下「在宅者」という。)に限る。)</u></p> <p>(3) <u>療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けた者(在宅者に限る。)</u></p> <p>(4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅者に限る。)</u></p> <p>(5) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給を受けている者(在宅者に限る。)</u></p> <p>(6) <u>国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条第1項に規定する障害基礎年金の支給を受けている者(在宅者に限る。)</u></p> <p>(7) <u>前各号(同一世帯所属者にあつては、第2号から前号まで)に準ずる状態にあると市長が認める者</u></p> <p>3 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>4 <u>園児に係る支給認定保護者は、毎月の保育料を市長が定める日までに市長に納付しなければならない。</u> <u>(月の中途における入退園に係る保育料)</u></p> <p>第4条 <u>月の中途において入園し、又は退園した園児については、その月分の保育料を徴収する。</u></p>	

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(<u>臨時休業に係る保育料</u>)	
<u>第5条 教育委員会が定める春季、夏季又は冬季の休業日以外の臨時休業の期間が月の初日から末日までに及ぶときは、その月分の保育料は徴収しない。</u>	
(<u>預かり保育利用料</u>)	(<u>預かり保育利用料</u>)
<u>第6条 園児1人当たりの一時預かり保育(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第2号</u> に規定する幼稚園型一時預かり事業をいい、教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動に限る。以下同じ。)に係る利用料(以下「預かり保育利用料」という。)の額は、1回の利用につき、当該利用の開始から1時間ごとに200円(一時預かり保育において提供する間食等に係る実費を除く。)とする。この場合において、当該利用が1時間未満のとき、又は当該利用に1時間未満の端数が生じたときは、これらをそれぞれ1時間とみなす。	<u>第4条 園児1人当たりの一時預かり保育(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第1項第2号</u> に規定する幼稚園型一時預かり事業をいい、教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動に限る。以下同じ。)に係る利用料(以下「預かり保育利用料」という。)の額は、1回の利用につき、当該利用の開始から1時間ごとに200円(一時預かり保育において提供する間食等に係る実費を除く。)とする。この場合において、当該利用が1時間未満のとき、又は当該利用に1時間未満の端数が生じたときは、これらをそれぞれ1時間とみなす。
2 略	2 略
3 園児に係る <u>支給認定保護者</u>	3 園児に係る <u>教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。)</u> は、一時預かり保育を利用したときは、預かり保育利用料を市長が定める日までに納付しなければならない。
<u>第7条 略</u>	<u>第5条 略</u>
別表(第3条関係)	

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例新旧対照表

現行										改正案			
園児の属する世帯の階層区分		保育料											
		3歳児			4歳児			5歳児					
		基準	2人	3人	基準	2人	3人	基準	2人	3人			
		額	目適	目以	額	目適	目以	額	目適	目以			
A	生活保護法(昭和25年 法律第144号)による 被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
B	市町村民税の所得割 が非課税となる世帯 (A階層に属する世帯 を除く。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
C	市町村 民税の 所得割 が課税 される 世帯(A 階層に 属する	C	市町村民 税の所得 割の課税 額が49,00 0円以下 である世 帯	4.50	2.25	0円	4.50	2.25	0円	4.50	2.25	0円	
				0円	0円		0円	0円		0円	0円		
		C	市町村民	9.00	4.50	0円	9.00	4.50	0円	9.00	4.50	0円	

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例新旧対照表

現行											改正案				
世帯を 除く。)	2	税の所得	0円	0円		0円	0円		0円	0円					
		割の課税													
	C	額が49,00													
		1円以上7													
	3	7,100円以													
		下である													
	C	世帯													
		市町村民	9,00	4,50	0円	9,00	4,50	0円	9,00	4,50	0円				
	4	税の所得	0円	0円		0円	0円		0円	0円					
		割の課税													
	C	額が77,10													
		1円以上2													
	C	11,200円													
		以下であ													
	C	る世帯													
		市町村民	9,00	4,50	0円	9,00	4,50	0円	9,00	4,50	0円				
	4	税の所得	0円	0円		0円	0円		0円	0円					
		割の課税													
	C	額が211,2													
		01円以上													
	C	である世													
		帯													

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>備考 この表において「2人目」及び「3人目以降」とは、同一世帯に 属する子どもの出生の順序をいう。ただし、C3階層及びC4階層につ いては、同一世帯に属する小学校3年生までの範囲の子どもの出生の 順序をいう。</p>	

宇治市大久保青少年センター条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)
第2条 本市は、児童の文化活動の促進及び青少年の健全な育成を図るため、宇治市大久保青少年センター(以下「青少年センター」という。)を宇治市大久保町平盛30番地の4に設置する。	第2条 本市は、児童の文化活動の促進及び青少年の健全な育成を図り、もつて生涯学習の振興に寄与するため、宇治市大久保青少年センター(以下「青少年センター」という。)を宇治市大久保町山ノ内3に設置する。
第3条～第5条 略 (使用の許可)	第3条～第5条 略 (使用の許可)
第6条 略 ② 教育委員会は、第2条に定める目的の趣旨に反しないと認めるとときは、青少年以外の者に青少年センターを使用させることができる。	第6条 略
第7条～第12条 略	第7条～第12条 略